

第 1 6 1 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 2 4 年(2012 年) 1 月 2 4 日(火)

議 事 録

会議名		第161回杉並区都市計画審議会
日 時		平成24(2012)年1月24日(火)午前9時30分～午後0時15分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上・中井・金子・関口 〔区 民〕 今村・徳田・篠・上野・松枝・ 小國・大原 〔区議会議員〕 堀部・市来・山本(ひ)・奥山・浅井・ 富田・斉藤 〔関係機関〕 海老原
	説明員 (区)	〔政策経営部〕 企画課長 〔危機管理室〕 防災課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、まちづくり担当部長、 都市再生担当部長、土木担当部長、 都市計画課長、調整担当課長、鉄道立体担当課長、 住宅課長、まちづくり推進課長、 地区整備担当課長、都市再生担当課長、 建築課長、土木管理課長、道路区域整備担当課長、 建設課長、交通対策課長、みどり公園課長、 〔環境清掃部〕 環境課長
傍聴	申 請	2名
	結 果	2名
配布資料		郵送分 第161回杉並区都市計画審議会次第 配布資料一覧 〔審議事項〕 ・東京都市計画公園の変更(第4・4・18号下高井戸公園)[杉並区決定] 議案書、参考資料 〔報告事項〕 ・「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」について 参考資料 当日配布資料なし
議事次第		1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 署名委員の指名 4. 現地視察～下高井戸方面 5. 傍聴申出の確認 6. 議題の宣言 7. 議事 〔審議事項〕 東京都市計画公園の変更〔第4・4・18号下高井戸公園)[杉並区決定] 〔報告事項〕 都市計画公園・緑地の整備方針(改定)について 8. 事務局からの連絡 9. 閉会の辞

発言者	発言内容
-----	------

都市計画課長 おはようございます。本日は、昨日の雪で足元がお悪い中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。定刻を過ぎましたので、会議の開会をお願いいたします。

本日は、事前にご案内いたしましたとおり、開会の後に東京電力総合グラウンドの現地視察を行っていただきますので、よろしくをお願いいたします。会議の成立状況についてご報告をいたします。

本日は、櫻木委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。遅れてお見えになる委員の方もいらっしゃると思いますが、都市計画審議会委員21名のうち現在18名の委員が出席されておりますので、第161回杉並区都市計画審議会は有効に成立をしております。なお、金子委員からは、都合により現地に合流されるとのご連絡をいただいております。

それでは、会長より開会宣言をお願いいたします。

会長 それでは、ただいまから第161回杉並区都市計画審議会を開会いたします。最初に、本日の会議の議事録署名委員は浅井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、現地視察についての説明をよろしくお願いします。

都市計画課長 お手元に行程表をお配りしております。

所要時間は全体でおおむね1時間ほどを予定しておりまして、そのうち現地での視察時間は30分程度でございます。現地へはマイクロバス2台に分乗して向かいます。恐縮ですが、乗車人数の調整の関係上、乗車車両の振り分けを行程表の一番下の部分に、中型マイクロ、小型マイクロということで記載させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

この中の視察の に、施設内及び周辺の自由視察と書いてありますが、本日、雪がグラウンド内に積もっておりまして、グラウンド内に立ち入るのなかなか難しいかなと思います。クラブハウスの屋上から全体が見渡せますので、そちらからご覧いただくような形になると思います。

それでは、エレベーターで1階に降りていただきまして、区役所の西側からマイクロバスにご乗車をよろしくをお願いいたします。

会長 では、よろしくご協力のほどをお願いします。

(下高井戸方面の現地視察を実施し、終了)

(休憩をはさんで議事を再開)

- 会長 それでは、審議会を再開いたします。
 本日の傍聴のほうはどうなっているでしょうか。
- 都市計画課長 本日は2名の方から傍聴の申し出があり、受け付けをさせていただきます。録音、撮影の申し出はございません。
- 会長 わかりました。
 それでは、事務局から議題の宣言をよろしくお願いします。
- 都市計画課長 本日の議題は、審議案件が1件、報告案件が1件でございます。
 審議案件は、「東京都市計画公園の変更(第4・4・18号 下高井戸公園)(杉並区決定)」でございます。
 報告案件は、「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」について、でございます。
 資料はあらかじめお送りしてございますが、お手元でございますでしょうか。よろしいですか。以上でございます。
- 会長 それでは早速、審議に入りたいと思いますが、審議案件の「東京都市計画公園の変更(第4・4・18号・下高井戸公園)」について説明をよろしくお願いします。
- みどり公園課長 前回及び前々回の都計審でもご報告させていただき、先ほども現場をご視察いただきました、東京電力総合グラウンドを含む都市計画公園決定による東京都市計画公園の変更についてご審議いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
 それでは、説明に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。
 まず、表紙に「東京都市計画公園の変更について(案) 第4・4・18号下高井戸公園」と記されているものが表紙を含め4枚ございます。
 そのほかに参考資料として、資料1から参考資料2まで、表紙を含め11枚ございます。不備がございましたら、お申し出いただきたいと思います。
 では、本日の案件の説明に入る前に、まず、当該地の状況や区の公園の現状などについて、参考資料を用い、説明をさせていただきます。前回、前々回の審議会の報告事項と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、参考資料の中の資料1をご覧いただきたいと思います。

初めに、当該地の概要は、用途、建ぺい率、容積率は記載のもの、その下に市街地開発事業として杉並南部土地区画整理事業区域に含まれているということ、交通としては「桜上水」駅より徒歩7分、土地所有については面積が合計4.8ヘクタールで、東京電力所有地が4.3ヘクタール、東京都所有が0.1ヘクタール、杉並区の公園が0.2ヘクタール、杉並区所有の水路等が0.2ヘクタールでございます。

手続きの概要を下に記載してございます。前回ご報告させていただいたとおり、素案説明会を今年の11月13日に実施してございます。都知事との協議についても11月24日に完了してございます。

1枚ページをめくっていただいて、参考資料1として、都知事から区長あての協議結果通知書をお付けしてございます。

資料1にお戻りいただきたいと思います。

その後、都市計画案の公告・縦覧を、12月12日より26日まで、ホームページ及び都市計画課窓口で行いましたところ、窓口での閲覧者は無く、意見書の提出もございませんでした。

続きまして、資料2をご覧いただきたいと思います。

1ページ目が現地視察の際にお渡ししたものと同一写真になりますが、航空写真におよその公園計画区域を落とし、土地所有を入れるとともに、今回は公道などの情報を入れたものでございます。黄色い丸の数字は2ページから4ページの写真撮影方向を示したものでございます。2ページ以降の写真は前回の審議会でお渡しした資料と同じもので、補助的にご覧いただければと思います。

続きまして、資料3をご覧ください。

こちらは平成23年4月1日現在の都立公園を含む区内の都市計画公園・緑地の状況を種別ごとに示したものでございます。全体で62カ所、169.7ヘクタールが都市計画決定されており、うち57カ所、84.92ヘクタールが供用済みとなっております。

次のページ、資料4をご覧ください。

区内の主な大きな公園、都市計画公園・緑地を区内の全図に落とししたものでございます。河川沿いに多く広がっているほか、国有地や企業グラウンド跡地等を比較的バランスよく公園として配置したものでございます。

続きまして、資料5をご覧ください。

こちらは当該地周辺の公園の配置を示してございます。都市計画緑地である玉川上水緑地区域内に玉川上水第二・第三公園と玉川上水永泉寺緑地が供用されているほか、神田川沿いに永福南公園、永福中央公園、どんぐり緑地の3つの都市公園が供用されてございます。そのほか、周辺には下高井戸児童遊園、永泉寺坂児童遊園、ひまわり公園、浜田山南公園がございいます。それ以外に都市計画公園として、西永福公園がそれぞれ供用されてございます。当該地が公園として整備、供用されることにより、みどりのネットワーク形成にも大きな成果が上がるものと考えております。

最後に、参考資料2をご覧くださいと思います。

杉並区では、1ヘクタール以上の公園は、みどりの基本計画の中で地域公園と位置づけ、杉並区内7地域についてそれぞれ1～2カ所設置する計画がございいます。現在、当該地のある方南・和泉地域が唯一地域公園がない区域となっております。このことから、ぜひ当該地を公園として供用したいと考えてございいます。

では、案件の説明に入らせていただきます。

議案1をご覧ください。1ページをめくっていただきますと、表になった計画書がございいます。これについては、前回の説明と同じ計画書となっております。

当該下高井戸公園を東京都市計画公園に追加変更するものでございまして、種別は地区公園、名称としては、番号が第4・4・18号、公園名が下高井戸公園でございいます。

位置は下高井戸二丁目及び永福二丁目各地内、面積は4.8ヘクタール、主な整備予定施設の内容としては、備考に広場・運動施設としてございいます。理由は下に記載のとおりでございいます。

次のページをご覧ください。

総括図として、杉並区の都市計画図に本公園の位置を示してございいます。総括図の下の丸で囲んだ中の赤く縁取りしている区域が本公園になります。

次のページをご覧ください。

こちらでも前回お示ししてございいますが、都市計画公園の計画図になってございいます。今まで説明させていただいたとおり、東京電力総合グラウンドを中心に、都有地、区立公園、区有地の水路などを活用し、一般区民の所

有地を含めないで北西部で都道に、南西部で区道に接する区域として設定いたしてございます。

最後になりますが、当該区域は杉並区まちづくり基本方針において防災拠点となるみどりの核づくりを進める地域としており、杉並区みどりの基本計画では川沿いのみどりを結ぶみどりのベルトとして整備していくエリアとしてございます。

杉並区では、東京電力総合グラウンドをスポーツのみならず、みどり豊かな住環境、防災上の観点から不可欠な空間であり、極めて公共性の高い施設であるにとらえてございます。昨年6月の区議会の請願を含め、これらを踏まえてぜひ本計画をご承認いただき、3月には事業認可を取得し、平成24年度中にグラウンドを取得したいと考えてございます。その後、地域の皆様の声を伺いながら生かせる施設を生かし、公園として整備を図り、将来にわたる区民の貴重な財産としてまいりたいと存じます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会長

どうもありがとうございました。

では、どうぞご意見、ご質問、どなたからでも結構です。

委員

消防署です。議案の理由欄のところで、「杉並区におけるみどりの保全・活用を一層推進するため」という理由で計画するという形になっております。後ほど報告があるかと思えますけれども、都市計画公園・緑地の整備方針の中で、東日本大震災を踏まえて防災の視点からも整備を進めるんだということが書かれております。であるとすれば、この計画の中にもその理由として防災面というのは入れられないのでしょうか。

みどり公園課長

上位計画として防災を考えるということはあろうかなと思うんですが、上位計画の中に東電の敷地についての防災計画というのがあれば、ここに大きく理由として入れられるのかなと考えます。当然そういうことも想定はしてございますが、そういうことを含めて、整理をして簡潔にしたというふうに考えていただきたいと思います。

委員

まだ、この公園に対する防災計画というのは具体に出る段階ではないのだらうと思いますね。ただし、これからこの公園が計画されてまいりますと、取り付き道路の問題でありますとか、公園の中の造作物の配置の問題でありますとか、そういったことについて、いざ災害のときの避難住民の受け入れとかも考えた上で内部を整備していくということが出てくるのではな

かろうかなと思うんです。

だとすれば、この都市計画をするときに、計画公園にするときの理由の中に防災の視点も入れておいていただいたほうが、この後、後々の整備のときにそういった点が忘れられない、考慮されるというふうに考えての質問でございましたけれども、いかがでございましょうか。

みどり公園課長 忘れられるということではなくて、当然必要性を感じてこの場所も確保していますし、ただ、上位計画としてどうしていくかという部分の中で、東電の位置付けをそういう位置付けにしてあれば、ここに理由として書けたのかなと。先ほども申しましたように、まちづくり基本方針の中ではこの地域は必要性が高いと。ただ、ここを想定していなかったので加えなかったということで、全く防災を無視してこの取得を考えたということでもないですし、今後の整備についても防災性を含めて進めていきたいと考えてございます。

会長 逆に今ここで理由の中にそういうことを付記することは難しいんですか。東電が云々じゃなくて、ここを公園とするということの意味にそういうことを付記してはいけないんですか。

みどり公園課長 都計審の審議の中で意見としてそういうことがあれば、そのような検討を…。

会長 じゃ、なかったら全然考えないということじゃないですか。

みどり公園課長 ただ、これまで素案説明会を含め、公告・縦覧の過程の中でもこれできてございますので、都計審として強くということであれば、検討することになるのかなと思ってございます。

委員 例えば都市計画公園の中に造作物をつくるときに、国立公園の準用をしていて2%以内の規制がございませよ。今回、防災の視点を入れて整備計画を見直すんだという報告が後ほどございませよと思ひますけれども、こういっただ中ではこれからも維持されていくんでしよか。

みどり公園課長 都市計画公園だから2%ではなくて、都市公園法上2%という規定があつて、その中でやっっていくということですので、都市計画で2%と決めているわけではないと思ひます。

委員 これからの方針として、例えば今もこの方南・和泉地区にこういっただ公園がないから、この地区に公園を整備していくんだということはよくよくわかつたのでございませよけれども、そういっただ中では、これから都市公園を整

備する方針の中にせっかく防災の視点を入れると決めたわけでありますから、であるならば、これがまさにその後の第1号の公園になるのだらうと思いますので、その中に明記されたいかがかなと思うのでありますけれども。

都市整備部長

大変いい意見をいただきまして、そういう意味では、昨年、この東電グランドのお話が出てまいりましたときにも、住環境の保全、それから防災上の観点というのは当初から区としても重視していた観点でございます。そういう意味では、神田川沿いのロケーションとか、あるいはこの位置にこれだけの広さのオープンスペースがあるということは、今後、整備計画の中では、おっしゃるとおり防災の観点からいろいろ検討していかなければいけないと考えてございます。

ただ、公園の性格といたしましては、例えば蚕糸の森公園であるとか、桃井原っぱ公園であるとかというような明確な設備を持った防災公園という位置付けは現在のところしてございません。ただ、この公園が防災上非常に重要な役割を果たすことは、今後防災計画の中でも、あるいは公園整備計画の中でもいずれ明らかになっていくであろうと考えてございます。そういう意味では、ここでは防災上の観点を軽視したということではなくて、あくまで都市計画公園としては、この位置におけるみどりの保全・活用を推進するために作らせていただきますけれども、今後の整備計画の中では十分防災上の観点も検討させていただきたいと存じます。

委員

どうぞよろしくお願いします。

会長

では、ほかに何かご意見はありますか。

委員

それでは、まず最初に、地区公園とは、区の公園計画での位置付けと配置の考え方についてお伺いいたします。

みどり公園課長

先ほどもご説明しましたように、杉並区では区内を7地域に分けてございます。方南・和泉地域を含めて、荻窪、阿佐谷、高円寺という形でそれぞれあります。区立公園については、都と区の役割分担の中で、10ヘクタール未満の公園については区が都市計画及び整備を進めていくという役割の中で、これまで過去にも、1ヘクタール以上の公園を幾つか整備をいたしましたし、4ヘクタールで言えば、最近開園した桃井原っぱ公園、あるいは柏の宮公園のようなものを整備してございます。

これについては、都市計画上の位置付けでいけば、1ヘクタールから4

ヘクタールまでを近隣公園、4ヘクタール以上から10ヘクタール未満を地区公園という形で都市公園法上はなっていますが、区としては独自に1ヘクタール未満の街区公園を含めて、小規模な公園を4種類に分けてこれまでも整備してきてございます。その中で、地域公園は1ヘクタールを超える公園、これについては7つの地域にこれまでも整備をしてきてございますが、先ほども申しましたように、この地域については唯一地域公園がない地域ということでございます。

委員 次は、今日まで方南・和泉地域に避難場所となる地域公園が整備されなかった、その辺の経過及び理由はいかがでしょうか。

みどり公園課長 これまで区として大規模な用地をこの地域で確保する機会がなかったというのが一番大きかったと思います。ただ、必要な場所ということで、地域公園の計画の中では当然、例えば今後、公共施設の跡地活用を含めて、必要性があれば確保していきたいと考えていたところ、こういった東京電力の跡地を中心として整備が可能になったということだろうと思います。

委員 次は、大火災が発生した場合、下高井戸二、三丁目地域住民が避難する場所としての広域避難場所はどこですか。

防災課長 明治大学の和泉校舎一帯ということになります。

委員 次は、防災機能について伺いしてみたいと思います。

諮問事項として、都市計画公園の適正配置とみどりの保全・活用とありますけれども、このみどりの保全・活用について、防災の観点からどういう考え方を持っていますか。

みどり公園課長 みどりについては、例えば樹木、最近整備した桃井原っぱ広場でもそうなんですが、外周に高い木を植えることによって火災が起きたときの防火性を高めるといふか、火の粉が人に当たらない、あるいは火の熱が人に直接行かないような形の防火植栽ということが1つはあろうかなと思います。

委員 蚕糸の森公園でも問題がありましたけれども、やはりみどりを確保すると同時に、火に強い、あるいは輻射熱に非常に強い木を周りにきちっと整備していかなければいけないということがあるんですが、その辺の考え方は継続した考えを持っていますか。

みどり公園課長 それにつきましては、当然、蚕糸の森公園を初めとした防災公園の整備の中で、外周の植栽については十分防火性あるいは耐火性のあるものを選択してきてございます。

委員 次に、委員が懸念したように、この諮問事項の中に「防災機能の強化」ということを入れていただいたほうが、我々としては区が執行する場合、ちゃんと責任を持って執行してくれるということで安心できるのですが、この字句の挿入についてはどういう見解をお持ちですか。

みどり公園課長 都計審として入れるということになれば、当然、都計審に諮問してのご意見ですので、尊重したいと思っております。

委員 ちょっとわかりにくいので、もっとはっきりした答弁をいただきたいと思うんですが。

みどり公園課長 当然、諮問させていただいて、それを条件に諮問について決定をいただくのであれば、そういう文言を入れるということでございます。

委員 わかりました。

委員 まず、今回の議案は全部で4.8ヘクタールということですが、こういう決定を求める根拠はどこにあるんですか。つまり、4.8とする理由は、経営会議の中ではどういうふう結論を出されたのか。

みどり公園課長 東電が4.3ヘクタールですが、東電については、今日もご視察いただきましたように全く接道がない状況で、周辺で接道を確保していくという中で、北西側の都有地と下高井戸公園で接道をしていく中で、全体を足すと4.8ヘクタールとなったということでございます。

委員 それは見ればわかるんですよ。きょうの資料にもありましたけれども、地域公園として1ヘクタールから10ヘクタールまでは区が役割分担をしていくということで、区の責任で決めて整備をしていくわけですよ。例えばここを4.8ではなくて、いろいろ考えたけれども2.5でいいとか、3でいいとか、意思形成の中でそういう議論はなかったと。東電からこういう話が出てきたので、いい話なので、とにかく全部都市計画決定をさせてもらう、こういうことでいいのかどうか。

みどり公園課長 東電の敷地全体を公園として確保するということが中心になりましたので、委員のおっしゃられるように、東電の敷地を分けて買うということはないと思います。

委員 別にここは都市計画審議会なので、分けて買うかどうかという議論ではないです。つまり、買う、買わないの議論をしているのではなくて、用途として、4.8にした理由というか、経営会議で当然議論していなくてはいけないうことなんですが、私は考慮不尽があるように思うんですが、そのあたり

を少し説明してもらえませんか。

みどり公園課長　都市計画をかけるに当たって、例えば委員が言われるような話であれば、1つの敷地をどこかで分割して都市計画をすることはなかったのかという意味ですね。

委員　そういうことも当然考えられ得るわけですね。別にそうしろと言っているわけではなくて、そういうことも当然検討としてはあり得る話ですが、そういうことは考慮されたことはないんですよ。それはなぜなのか。

みどり公園課長　1つは、先ほども言いましたように、接道を確保する場所がどうしても西側に偏っているということはあるのかなと。つまり、言われるように、例えば分割するとすると、残った地域は全く接道しないことになると思うんですよ。

委員　まあ、現状ではそうですね。

みどり公園課長　それを新たにどうするかということでは、今グランドとして全体を使ってきていましたから、今の施設をこちら側の施設だけ生かして公園にしていくというのもあったのかもしれないんですが、きょうも満遍なく見ていただきましたが、運動施設がありましたので、それを活用していくという前提で、それを例えばこっち側のテニスコートはいいからとか、こっち側の運動場はいいからという形にはならなかったと思っています。まあ、大きいのは接道だったと思いますが。

委員　いや、だから、はっきり言って整理されていないわけですね。東電からそういう大きい土地を売却するという方針が出てきたので、まず全部公園にしようという前提で、そこは議論の余地がなく、前提で動いてきたということですね。確認するけれども。

土木担当部長　東電からそういうお話があったときに、地元からも議会のほうにも要望がありまして、今まで運動場として広く使っていたので、そのまま4.3ヘクタールを運動施設みたいな公園として区が購入してやってほしいというのが地元の要望でした。区としても、あの辺には貴重な広い土地がありませんので、やはり4ヘクタールぐらいの貴重な公園を分割しないで使ったほうが効果的だという形で整理して、きょう諮問しているという話でございます。

委員　いや、ここは都市計画審議会なので、別に分割して買う、買わないの議論ではないですね。今のところは都市計画決定をするか否かだから。その

4.8 というのがどこから出てきたのかまずわからなかったというのが疑問の1つなんです。

それほど重要で広大な土地であるというのであれば、なぜ今まで都市計画決定されていなかったのか。この辺はどうなんですか。どうも客観的に見ていると、いい出物があったので飛びついて、慌てて都市計画決定をするというふうにも見えるんですが、この点はいかがですか。

みどり公園課長 先ほど申しましたように、参考資料の概要のところでは、ここは杉並南部土地区画整理事業区域に指定されております。杉並南部土地区画整理事業の市街化予想図上でいくと、東電を含めた部分が公園として位置付けを受けているということではございます。正確に都市計画決定はされてございませんが、土地区画整理事業の、区と都で共有して良好なまちづくりを進めていくという中で、全てではないんですが、あの部分を公園としていきたいという考え方はございました。

委員 だから、考え方があれば、以前から明確に都市計画決定していればよかったわけですね。つまり、ここは下高井戸都市計画審議会ではなくて、杉並区都市計画審議会なので、地域ではもちろんここを公園にすればいいと思います。いいと思いますけれども……

みどり公園課長 地域じゃなくて。

委員 だから、地域というのは、下高井戸の視点から見れば、全域を公園にすることは大変望ましいことだと思いますが、杉並区全体の中で公園の適正配置であるとか、防災機能についてもうまく分散して機能を維持していく。当然、区全体の財政状況なども考えながら用地を購入していかなければいけない。こういう中で、どうしてここは都市計画決定が明確にされていなかったのか、そこはどうなんですか。

土木担当部長 これまでも柏の宮とか桃井原っぱ広場とか、いろんなところを計画して取得してきました。大きなグラウンドを企業者が売るといふ意思のなかなかない中で、やっぱりこまねいていたのかなと思います。そういう面では社会経済の変化で、桃井原っぱ広場とか柏の宮も買うことができましたので、今回のあつてはならない大震災だったんですけれども、そういう機会の中で決めてきたというのが大きな理由かなと思っております。

委員 NHKのグラウンドもたしか昭和20年代か30年代に決定されて、ずっとこのまままきえているという背景もありますけれども、そういう中でどうだった

んだらうという疑問が少しありました。

先ほどの全体最適ということ考えたときに、区全体を見ますと、例えば高円寺の界わいのように緑被率も 10%そこそこで、なかなか大きなオープンスペースがないところが一方であります。この地域は先ほどの説明によれば、方南・和泉地域の中にはないという説明をしていましたけれども、これはかなり人工的に分けた中での考え方で、例えば柏の宮公園までは直線距離で 2 キロないような場所ですし、和田堀公園、この間、東京都がみずほ銀行の跡地を買いましたけれども、ここも距離とすれば大体 2 キロ程度のところですよ。

区全体で見たときに、こうした非常に広い公園が偏在しているという状況があります。一方で、なかなか用地確保ができないような高円寺、阿佐谷地域では防災まちづくりが話題になっていますけれども、こんな言い方をすると怒られるかもしれませんが、こちらは長年放置されているような状況があるわけです。こういう中で、そういった用地の買い上げ方というか、優先順位は一体どうなっているんだらうという気がしないでもないわけです。

地域公園として 4.8 ではなくて、例えば公園の指定としては半分ぐらいにとどめて、高円寺地区などの用地確保に生かしていくというような考え方を検討することもあってよかったらと思います。経営会議などでもそういったことは全く考慮されていませんよね。検討された経過もありませんよね。それはどういうことなんですかね。

都市整備部長 今回の都市計画案を今ご審議いただいているわけですが、結論から申しますと、この 4.3 ヘクタールの東電グラウンドを分割して一部だけを買うと.....

委員 いや、だから、買う、買わないと言っているわけじゃないですし、全部買った後にどうするかはまた考えればいいことですから。

都市整備部長 いま、ご質問にありましたように、例えば 2 ヘクタールとかいう規模で都市計画をつくって、余力をほかの地域にというようなお話でした。最初にこの東電グラウンドを不可欠な施設で公共用地であると位置付けたときには、もしこれが公園として整備されなかった場合にはどうなるかということがございます。1 つには、昨年 6 月の区長の広報での記事にもあったと思いますけれども、民間の開発の手になる可能性も当然ございますし、

そういうときに、一部だけを取得するという選択肢ではなく、これだけのオープンスペースをきちんと確保していくと決めたということでございます。

それから、ちょっとほかの委員さんのご質問にわたって恐縮ですけども、先ほど述べましたとおり、防災上の観点も非常に重要な観点だと考えてございますが、このみどりの保全・活用という中には、個々の樹木という意味と、もう一つは、みどりというのは緑地、ほぼオープンスペースと同義になりますけれども、これだけのオープンスペースをきちんと確保して、防災上の役割として資していくという考えがございますので、これについても念頭に置いていただければと考えてございます。

委員

確認なんですけど、ここは都市計画審議会なので、買う、買わないの話をしているわけじゃないんです。半分だけ取得しろとか、そういう話をしているのでもなくて、例えば全部取得をします。それで、一部については土地収用などにかかわる代替地として活用するという方法だって本来はあったはずなんですよね。それが現実的かどうか別ですよ。だから、別にここで半分だけ買えとか、そういうことを言っているわけではなくて、確かにこの地域だけ見れば、この用地は大変貴重ですから保全すべきと思います。しかし、ここは杉並区都市計画審議会、つまり、杉並区全体最適の中で考えるときに、著しくオープンスペースや公園というのは偏在している現実にあるわけです。

つい数日前、きのうおとといも話題になっていましたけれども、首都直下型地震は4年以内に70%の確率でしたかね。そうすると、この地域はいいですが、では高円寺、阿佐谷の非常に木造密集地はどうなるんだと。どうして地域によってこういう格差を区は放置していたのだというような話になったときに大変困るわけですよ。だから、部分として最適であるということと全体としての最適ということ考えたときには、よく議論をして意思形成をしていかないと、はなから所与のものとして4.8ヘクタールがあって、じゃ、決めましたと。確かに地域の皆さんの意見を聞けばそのとおりですということですが、杉並区全体から考える視点が当然、経営会議では必要だったはずですよ。

という点で、別にこの土地を買うなど言っているのではなくて、用途としては他の地域とのバランスを考えて公園は整備していかないとまずいの

ではないか。活用としては、先ほど言ったように、そうしろと言っているわけではなくて、よく検討した上で、一部は代替地としての活用をしていくということだって考えられたはずなのではないかと感じておりまして、この議案については賛同しかねます。以上です。

会長 ほかは何かありますか。

委員 航空写真なんですけれども、番の東電所有の入り口のところです。区有地、区有通路を合わせると、道幅はどれくらいになるのでしょうか。今私たちは小さなマイクロバスで通ってきたんですけれども、かなり道が狭かったので、道幅を広げるということで、ここも……。

みどり公園課長 現道の桜の植わっている位置から1メートルですので、5.5メートル程度だとは思いますが、言われるように道を拡幅するとしますと、今ある桜をある程度いじめないと道路の拡幅は難しいと。

会長 こっちの荒玉水道沿いのところの所有地のところをかうでしょう。

みどり公園課長 はい。

会長 だから、ここを出入口にすると、この道幅がどれくらいになりますかという質問ですか、委員。

委員 今通ってきた道、入り口に入っていった道がありますね。あその道幅なんですけれども、大変狭かったので、ここは購入した場合、道幅を拡張する予定だと思っんですけれども。

土木管理課長 まず、区有地ということで、こちらの区有通路はほぼ平均の幅でございますけれども、1.8メートルほどの幅しかございません。残りの東電の所有地は、今日おそらくバスが通ったところだと思いますけれども、そこがおよそ4メートル前後かなと思います。

今後の整備をどういうふうにするかということになってまいりますが、今、みどり公園課長からもご説明をいたしました、区有通路側には現在木が植わってございまして、実際には人や車が通れるような状況にはなってございません。そのみどりのあり方なども含めて、この区有通路及び東電所有地のあたりの作りを今後どうしていくかというふうになっていくかと考えてございます。

委員 先ほどの委員の意見で、これを一体的に公園にするということについて理由が整理されていないということだったと思うんですが、4.3というのは、たしか蚕糸の森公園も4ヘクタールです、公園としてそんなに広す

ぎる面積ではないということと、隣接地の杉並ろう学校ですか、あちらのほうにつながっていく空地とか、将来、防災的なことを考えても、一体的な利用の価値は高いので、これを分断する必要はないというふうに思います。

ただ、今、委員が言われたように、一企業の運動施設であったという条件から、公園としての運動広場になると、やっぱりアクセス部分にかなり問題があるので、今回、都有地の部分も足されているとは思いますが、さらなるアクセスとか、周辺道路の整備とか、いろんなみどりが周りにポツポツあるところとの回遊性とか関係性を今後の整備の中で十分考えていただく必要性はあると思うんですけれども、これを半分だけ公園に都市計画決定するとか、そういうことにする理由が逆にはないのかなと私は思います。

会長
委員

ほかはどうでしょうか。

私の理解するところでは、23区でも区民1人当たりの公園面積が非常に低いほうにあると。したがって、可能な限りオープンスペースを確保すべきだということですから、従来から売りたいといった場合は、そういう条件を付して買ってきた経過があると思うんです。ですから、委員が言われるように、偏在している、格差があるということは解消するために努力は必要でありますけれども、しかしながら、大前提は防災、みどりの保全、あるいは区民のレクリエーション機能と考えた場合、まずオープンスペースを確保することが大事だと思っておりますが、その辺はどうですか。

みどり公園課長

桃井原っぱ公園が4月1日にできて、杉並区内の都立公園と区立公園の区民1人当たりの面積は1.98平方メートルでございます。23区の中でも少ないほうになりますので、今後とも公園の整備は必要と考えてございます。当然、偏在していることは私どもも十分認識はしてございますが、そういった場所で適当な用地が確保できるのであれば、さらに都市計画決定をさせていただいて、公園整備を進めていきたいと考えています。

会長
委員

どうして委員の質問のときにそういう回答が出ないの。

区有通路のことなんですが、水路のところですか。写真でいくと、ととですけれども、水路と書いてありますが、実際は暗渠で、4メートル以上あったように感じるんです。ならば、この道路自体を基準法上の道路、2項道路等にする可能性はないんでしょうか。そうすれば接道の面につい

では、 から にわたって区道となれば、接道状況も非常によくなると基準法上では考えられるんですが、その可能性についてお伺いしたいと思います。

土木管理課長　ご指摘の水路につきましては、おっしゃるとおり、4メートルほどの幅がございます。今まで区有通路として区民の皆様にお使いいただけたわけですが、今回、東電グラウンドの確保と公園の整備の中で、周辺のかなりの部分が囲まれておりますので、こちらの水路につきましては公園と一体的に整備をしようということにいたしました。

こちらの水路につきましては、周辺の今の現状では民間の住宅もかなり建っている部分もございますが、接道という点では、それぞれこれまでの経過があるかとは思いますが、この区有通路を接道として確保しなければいけないというふうには現状ないと認識してございますので、公園として整備をさせていただくと考えてございます。

会長　ほかにご意見はありますか。

委員　まだまだこういう都市計画の決定のところの手順がよくわかっていないところで、すごく初歩的な質問をしてしまうかもしれないんですけども、地図を見させてもらって、計画の案としてすごくいびつな形になっていると思うんですね。それは住宅が結構細かく入り組んでいるからだと思うんですけども、ほかの都市計画決定されているところは結構一直線に引かれているものがあるんじゃないかというところで、何で今回はこういうガタガタな線になっているのかなと疑問に思ったんですけども。

みどり公園課長　ガタガタになっているというのは、民有地、各個人の所有されている土地があって、そちらに対して都市計画の区域に含める同意をいただけていないということが今回の区域に含めていない大きな理由でございます。ただ、今後とも公園としての防災性を含めて機能を高める中では、特に隣接している部分については拡張できないか、粘り強く交渉はしていきたいと考えてございます。

委員　それは、法的に同意を得ていないと、都市計画決定としてできないものがあるからですかね。

みどり公園課長　都市計画公園に決定すれば、当然所有の制限もされますし、事業認可を受ければ転売もできないし、建替えもできないということになりますので、私権を制限することになりますので、同意がないと区域に含めることは難

しいと考えてございます。

委員 この公園以外のところで都市計画決定されていて、例えば計画の中に民有地があるという場合は、それはもう同意を得ているものがそこに建っているという認識でこれから見ていって問題ないんですかね。

みどり公園課長 これは、今回都市計画決定をするために同意を得ることを条件にして区域決定をしています。ただ、後でも出てきますが、過去に東京都市計画の中で決定されたものについては、当時は宅地が建っていなかった場合も、30年、40年前の都市計画決定ですので、当時、当然説明はされたとは考えますが、今住んでいる人は都市計画の区域に含まれていることは知っていますが、その人たちの同意を得て計画決定したんじゃなくて、はるか昔、その人たちがそこに住む前に計画決定されているものが多いと理解してございます。

委員 よくわからないんですけども、もう少し僕のほうでも勉強していきたいと思いますが、粘り強く近隣の土地を購入というか、取得していくようにというお話があったので、ぜひ住民の方々ときちんとした合意形成をしながらやっていってほしいなと思います。

委員 この公園を購入するに当たって、都のほうから附帯条件というものが想定されているのでしょうか。何か条件があるようであればお話しください。

みどり公園課長 都市計画の決定については同意の書類のところに協議結果としては出ていますけれども、その中で、協議については都としては意見はないというふうにいただいておりますので、附帯条件はないものと考えてございます。

委員 先ほど防災の話がほかの委員からありまして、私もその一番危ない高円寺、阿佐谷地域に住んでおりますので、やっぱり偏在ぶりは気になるのですが、しかし、これだけの広い土地が手に入ることはいいことだと思っております。

 防災的機能と考えた場合に、やっぱり接道のなさがかなり致命的な欠陥になっているのかなと思っています。それは特に神田川の北、住所で言うと永福のところと川で遮られていて、しかも今現在はフェンスで囲まれていますから全然入れない。橋はかなり遠いところにありますけれども、この辺の北側から公園への接道などについては、今後何か対策をとることが可能なかどうか、また、計画をしているかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

みどり公園課長　この計画を進めていく中でいけば、今、神田川沿いから東電グラウンドの中には全く入れないんですが、そちら側に一体に整備をしたり、公園全体を周遊したりするような園路は必要なのかなと。その中でいけば、当然、端まで行かないと公園に入れないということではなくて、各橋がありますので、橋から公園のアクセスが可能なような配慮はしていきたいと考えてございます。

会長　いま、　さんが何を質問したかわかっていて答えていますか。

土木担当部長　今後の公園整備をする中で、北側の人たちのアクセスも十分考えられるような計画をきちんとしていきたいと考えてございます。

会長　本当にそんな答えをしているの？　これが全部民地で、どこにも入ってくる通路がなかったら、橋を作ったって意味がないじゃない。それともどこかにあるんですか。

土木担当部長　河川通路が両側にございますので、そこから自由に、橋から長いところはその間に作るとか、あと北側にも公園がございますので、そういうのをうまくつないで回遊性をとりながら、できる限り　なかなか民有地を買収するのは難しゅうございますが、そういう公園を利用したりしながら、橋を作りながら回遊性を確保して、北側の人たちも来るようにしたいと考えております。

委員　そうすると、今、橋と橋の間にまた橋を作ることは可能だということですか。

土木担当部長　それは可能でございます。

会長　ほかには.....。

委員　道路もさることながら、周りに扉を多くつけて、鍵を近隣にお預けしていただいたほうが非常時に避難できるんですよね。ですから、道路と橋というものと同時に、扉という問題、ひとつぜひ考慮願いたいと思います。

会長　それはどういうことですか。よくわからない。4.8ヘクタールに全部扉を作れということですか。

委員　いや、扉。必要な場所に、非常時のときにパッと入れるように。

会長　言われていることがよくわからないんですけどもね。扉を作って、普通のときは閉めておくわけですか。

土木担当部長　今後の公園のつくり勝手ですが、公園につきましては扉を作らないで、周囲は全部開放になりますけれども、例えばこの中にもし運動施設を作るな

らば、その管理上塀が必要になる場合もあろうかと思います。そういう場合は、委員のご指摘の点は十分考えなくてはいいけませんけれども、そのほかについては一般開放みたいな形で自由に出入りするようになると考えてございます。

会長
委員

ほかはいいですか。

大変よい場所を得られたなど。杉並区民にとってはうれしい避難所ができたかな、公園ができたかなと。いいことですね。これはもう取得できることを大変幸せに存じます。

きょう現場を見させていただいて、東西に長い。地形はどうであれ、面積的にも非常に大きい。ありがたいことですね。私ども都計審としては、いざ杉並区のものになったらどういうふうにしようか、どうやって活用しようかというのはこれから積極的に考えなければならない話題がいっぱい出ると思いますね。

とりあえず、まず最初を感じることは、あの公園に至るまでの動線といえますか、道路事情、道路の広さ。この図面でいきますと、順番が振ってありますが、まず、神田川のたもとに 番、都有地というのがございます。それから、 番、区道で私どもが今マイクロバスで入っていった左右に東電所有地があります。でありますので、ここも恐らく取得する対象になるのだろうと解釈します。それから、 番 番、暗渠がありましたね。川だ、川だと言っておりますけれども、暗渠で普通の道路になっております。これはだれであれ自由に通行できる。ちょうどこの突き当たりのところに私たちは車が入っていったわけでございます。

いざというときに、この場所で広さといい、公園のみどり、大事なこと、いいことばかりなんです、やはり先ほど 委員さんから申し上げたとおり、やはり防災。公園にする、人が集まる、安心・安全であるのならば、やっぱり防災拠点ということをしかりと明記した形で前向きに審議していきたいなと思うわけでございます。

つきましては、この 番がいわゆる都有地であるわけですね。ここの辺は区のものになったときに一番改造できるので、グラウンドの 4.3 ヘクタールに入れる大きな道というのはいかがでしょうか。主にこの 番の地域は、都有地をうまく改造していく以外にはないのかなと思うんです。大型車両も入れないような状況でございますよね。かといって、この敷地

の中にどうやって避難するなり、大型車が入るなり、困った問題がいっぱいございます。でありますので、せめて出入口だけはでかいものを1つということで、この 番の所有地あたりの改造をぜひ主眼に置いた形でしませんと、この中の通行ができないのではないかという、これは1つの提案でございます。以上です。よろしくお願いします。

みどり公園課長 東電グラウンド周辺でアクセス道路としては、都道が比較的6メートルで広いということで、そちら側からのアクセスという意味で言えば、委員ご指摘のとおり、そちら側から入るようなことは実際に計画を進める中では考えていきたいと思っております。

会長 大体もう意見はよろしいですか。

それでは、これを原案どおりということですが、2つ意見が出ていたと思うんです。要するにこれについて、審議会としては防災的な機能について十分配慮することというのを付けるかどうかということと、委員はこれ自身承服しかねるということなので、決め方を挙手でやるのか、投票でやるのかしないと、全員一致というわけにはいかなさそうなんです、その2つのことについてどうでしょうか。

まず、防災的な機能に十分配慮することというのを議事録に残すだけでいいか、それとも附帯意見としてつけるかというところはもう一個分かれるところですけども、どうしましょうか。

委員 今のお話しですけども、とりあえずこの案件は公園としての用地を確保するということですので、まずはそれでいけばいいかなと。もう一つの話というのは、作る時になってどう作るかという話ですので、それについてはまたつくる時に。当然、地元の人にも望まれていると思いますし、この間の陳情、請願でもそういうことを言われていますので、区のほうとしては当然、先ほどの答弁にもありましたけれども、防災の視点に特化するということはないと思いますけれども、防災の視点を忘れず整備をしていこうと思います。

会長 防災公園として公園決定してくださいとは言っていないので、防災に特化するわけではない。ですけども、皆さんの意見は防災機能を十分配慮してということですから、議事録に残っていて、それで伝わるならそれでいいという意見ならそのまま原案どおりということで行きますし、いや、そうじゃないという意見があれば、審議会としては付議をするということな

んですけれども、どうでしょうかね。

では、議事録に残ったから、この原案の理由のところはこのままでいいということにしておきますか。では、一応ご意見をいただいた方もうなずいておりますので、このままでいきたいと思います。

では、この案件についてはどうでしょうか。委員以外、だれか積極的に賛成しかねるという方はおられますか。こういう聞き方は委員に大変失礼なんですけれども。

委員 挙手でやっていただければ……。

会長 そうですか。挙手でやってよろしゅうございますか。

では、この公園の原案に賛成の方は挙手していただけますか。

(賛成者挙手 多数)

会長 わかりました。私はどちらでもありませんので。

では、多数でございますので、これについては原案どおり決定ということにさせていただきます。

では、次は報告案件ですので、報告の説明をよろしく願います。

みどり公園課長 「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」について報告させていただきます。

平成 18 年 3 月に都区市町合同で策定しました「都市計画公園・緑地の整備方針」について、事業化計画期間 10 年間の約半分を経過して、平成 22 年度より都区市町合同で改定作業を進めてまいりました。第 159 回都市計画審議会で改定作業に取り組んでいることはお伝えしましたが、このたび改定作業が完了し、昨年 12 月 26 日に公表されましたので、改めて報告をさせていただきます。

説明に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本文がございます。そのほかに資料として、改定整備方針の概要版が 6 枚あり、概要版の後に優先整備区域を表示する図面 8 枚を添付してございます。よろしいでしょうか。

では、説明させていただきます。最初の本文をご覧いただきたいと思えます。

改定整備方針の考え方についてでございますが、今回の改定は、当初、都市計画公園・緑地の事業進捗状況等が進んだことを受け、改定作業を行ってきたところですが、3 月 11 日の東日本大震災を踏まえ、防災の視点

をより重視し、各公園・緑地の機能、役割について再評価を行い、新たな整備方針として改定したものでございます。

具体的には、震災対策として避難場所や避難路の確保、延焼の防止、防災拠点の整備などの面から強化を行ったほか、都市型水害等の提言についての評価も加えてございます。その結果、昨年の夏を目指して改定を進めてきたものが年末になってしまったもので、そういった部分で、既にでき上がったり、事業が進んでいるものも生まれてございます。今後は本方針に基づき、公園・緑地の整備を加速させ、安全・快適でみどり豊かな東京を実現してまいりたいと考えてございます。計画期間は、平成23年から32年の10年間となっております。

続きまして、事業化計画の作成でございますが、今回の改定では既に都市計画決定されている未供用区域のある公園・緑地の中から防災都市づくりの視点を重視し、今後10年間で優先的に整備する公園・緑地を定める事業化計画といたしました。

まず、公園・緑地の機能、役割と効果的なネットワークと形成の観点から評価を行い、重点化を図るべき公園・緑地を選び、その中からさらに重要性和整備効果の高い区域について優先整備区域として設定いたしました。今回の改定では、優先整備区域を既に事業認可を取得している事業促進区域と新たに事業認可を取得していく新規事業化区域とに分けたことが大きな変更点でございます。

次に、杉並区に係る事業化計画についてでございますが、当初は夏の改定を目指していたことから、23年7月現在のものを挙げてございます。現在では、開園したり、新規事業認可区域にその後取得した区域もあることを申し添えて、まず、東京都が事業主体となる公園・緑地は5カ所ございます。うち和田堀公園は、環状7号線周辺の防災拠点となる公園として重点的に整備するとしてございます。さらに、現在避難場所に指定されており、今後その機能を確保すべき公園として、これまで事業着手されていなかった念願の高井戸公園の整備に着手することになりました。高井戸公園につきましては、昨年9月20日より10月19日まで都区市町合同で行った意見募集の後、当該計画区域内にある王子製紙所有地約3.9ヘクタールも新規事業化区域に追加されてございます。あと、都市計画道路放射5号線の進捗に合わせ、玉川上水緑地の一部も新規事業化区域に設定されてござ

います。

次に、杉並区が事業主体となる公園につきましては裏面に記載のとおりで、高円寺北第二公園につきましては既に昨年 10 月に開園しております。和田一丁目公園については現在整備工事中でございます。

こちらに記載されておりませんが、東電総合グラウンドを含む下高井戸公園につきましても、都市計画決定をいただきましたら、今後、優先整備区域に追加されていくことになろうと考えてございます。

本文の説明は以上でございます。

資料として、「都市計画公園・緑地の整備方針」の概要版をお付けしてございます。概要版が 4 枚ありまして、それ以降にそれぞれ和田堀公園、高井戸公園、善福寺公園、善福寺川緑地の事業促進区域、新規事業化区域等の優先整備区域を示したものをお付けしてございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

では、どうぞ、この報告事項についてご意見、ご質問がありましたら、よろしゅうございますか。

それでは、この報告事項の審議を終了します。

ほかに、何か重ねて委員の方からご意見はありますか。

委員

事務局のほうにお願いが 1 点ございます。

それは、都市計画審議会の議事録なんですけれども、お忙しいと思えますけれども、できるだけ議事録は早く作っていただけるといいかなと。前のことを踏まえて今回とか、その前のことを踏まえて今回ということも結構あると思うので、発言を忘れてしまいますので、そういう面では、お忙しいとは思いますが、できるだけ早く議事録をよろしく願います。

会長

では、よろしく願います。

あと、事務局からの連絡はありますか。

都市計画課長

長時間にわたり、まことにありがとうございました。

次回の開催につきましては、現在のところ具体的な日時は決まっておりません。開催時期が決まり次第、調整の上、ご連絡をさせていただきますので、よろしく願います。以上でございます。

会長

それでは、以上で本日の議事は全部終了しましたので、これで第 161 回杉

並区都市計画審議会を閉会します。どうも長時間ありがとうございました。
了